

# 大規模開発事業の手續フロー

## 大規模開発事業

- 開発区域の面積が10,000平方メートル以上の開発事業
- 店舗面積の合計が3,000平方メートル以上の開発事業
- 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の規則で定める施設(卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場及びごみ処理施設)の建設を目的とする開発事業

